資料３

ごみ処理施設整備に関する交付金制度の動向

ごみ処理施設の整備には国の財政支援制度である循環型社会形成推進交付金等の交付金制度を活用することとなりますが、近年、交付金の上限を定める通知が発出されています。施設整備に係る財源計画の策定においては、下記の通知に基づき、最大限、交付金を活用することを目指します。

<table>
<tr><th colspan="2">名　　称</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>1</td><td>循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）
（令和６年３月 29 日）</td><td>・ごみ焼却施設の規模は、次式により算定する。
<u>施設規模=(計画１人１日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量)÷実稼働率</u>
計画１人１日平均排出量：直近の実績を基礎としてごみ減量施策による効果等を見込んで推計した値
計画収集人口：計画目標年次における市町村等の区域内の総人口から自家処理人口を差し引いた人口
実稼働率：(365 日-年間停止日数※1) ÷365 日
※1：年間停止日数→75 日を上限とする。
75 日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検。全停止期間含む）<u>61 日</u>+ピット調整<u>10 日</u>+予定外停止<u>4 日</u>
・上記で算出した施設規模に対して 10%を上限に災害廃棄物処理量を見込むことができる。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画１人１日平均排出量について（通知）
（令和６年９月５日）</td><td>・施設規模の算定に用いる「計画１人１日平均排出量」について、交付金を受けられる上限値を定める。
具体的には、それぞれの市町村等における令和２年度（2020 年度）実績に対して 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方の数値を上限値とする。
（複数の市町村等で施設整備をする場合については、構成市町村の想定人口で加重平均した計画１人１日平均排出量が対象）
※生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は適用外
※令和７年度（2025 年度）以前において、平成 24 年度（2012 年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量）又は１人１日平均排出量を 16%削減している場合は適用外</td></tr>
<tr><td>3</td><td>一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）（令和６年３月 29 日）</td><td>・処理量減少や施設の集約化など、将来の見通しに即した施設規模の適正化、施設規模に応じた施設整備のコストの最適化を推進するため、循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設単価上限値）の設定による施設規模の適正化を行う。
※施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）は右表のとおり。
<table><tr><th>施設規模</th><th>交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)</th></tr><tr><td>30t/日未満</td><td>—/（t/日）</td></tr><tr><td>30t/日以上 50t/日未満</td><td>１５０百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>50t/日以上 100t/日未満</td><td>１３０百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>100t/日以上 150t/日未満</td><td>１０７百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>150t/日以上 200t/日未満</td><td>９５百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>200t/日以上 250t/日未満</td><td>８８百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>250t/日以上 300t/日未満</td><td>８２百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>300t/日以上 350t/日未満</td><td>７８百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>350t/日以上 400t/日未満</td><td>７５百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>400t/日以上 450t/日未満</td><td>７２百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>450t/日以上 500t/日未満</td><td>７０百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>500t/日以上 550t/日未満</td><td>６８百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>550t/日以上 600t/日未満</td><td>６６百万円/（t/日）</td></tr><tr><td>600t/日以上</td><td>６４百万円/（t/日）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3">注釈：
新ごみ処理施設整備に係る交付金については、上記の条件が付されます。</td></tr>
</table>